

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	税証明発行手数料	
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例による			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
名称：税証明発行手数料 内容：税証明の発行に際し、受益者負担の観点から手数料を徴収する。  住民税課税証明 納税証明 評価証明 公課証明 滅失証明 住宅用家屋証明 軽自動車税納税証明(継続検査用) 価格通知(法務局用)		名称：税証明発行手数料 内容：税証明の発行に際し、受益者負担の観点から手数料を徴収する。  住民税課税証明 納税証明 評価証明 公課証明 住宅用家屋証明 軽自動車税納税証明(継続検査用) 価格通知(法務局用) 営業証明		合併後、堺市の手数料の例による。
手数料 ~    200 円 ~    1300 円 ~    無料		手数料 ~    200 円 ~    300 円 ~    無料 ~    200 円		

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	市税(町税)に係る督促状発付に係る事務
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の処理基準に調整する		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：市税に係る督促状の発付事務          内容：市税条例の規定に基づき納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、納期限後 30 日以内に督促状を発している。</p> <p>(具体例)          1 O C R 納付書付督促状発送税目（プリントから封入・封緘まで委託処理） 個人市府民税（普通徴収）固定資産税・都市計画税（土地・家屋）固定資産税（償却資産）軽自動車税          2 パンチ用納付書付督促状発送税目（プリント後の封入・封緘は自家処理） 法人市民税          3 圧着式葉書督促状発送税目（プリントは委託処理） 個人市民税（特別徴収）          4 手書き形式督促状発送税目（全て自家処理） 事業所税・特別土地保有税・市たばこ税</p>		<p>名称：町税に係る督促状の発付事務          内容：地方税法の規定に基づき納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、納期限後 20 日以内に督促状を発するとともに、町条例の規定に基づき督促状 1 通について 50 円の督促手数料を徴収している。</p> <p>(具体例)          1 電子計算機を用いて対象者を抽出し、督促状を出力、手作業により封入し、発送する。</p>	
		<p>納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、納期限後 30 日以内に督促状を発することとする。又督促手数料は合併後に発する督促状から徴収しないこととする。</p> <p>(理由)          堺市では、口座振替利用者が振替不能となった場合には、振替後約 6 日(実日)後に納付案内書を送付しており、その収納確認後に督促状を発付するため、納期限後 20 日以内に送付することができないため。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会( 税務 )

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	固定資産税・都市計画税の賦課
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の基準で調整		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名称：固定資産課税台帳の閲覧手数料徴収事務 内容：地方税法第 382 条の 2 第 1 項により納税義務者その他の政令で定める者の求めに応じ、固定資産課税台帳をこれらの者の閲覧に供しなければならないこととなっている。この場合、1 件あたり 200 円の手数料を徴収する（納税義務者が自己に係る閲覧をする場合を除く）。		名称：固定資産課税台帳の閲覧手数料徴収事務 内容：地方税法第 382 条の 2 第 1 項により納税義務者その他の政令で定める者の求めに応じ、固定資産課税台帳をこれらの者の閲覧に供しなければならないこととなっている(手数料は徴収しない)。	合併後到来する新年度以降、堺市制度で実施し、手数料を徴収する。